

# 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会中間取りまとめ（案）

## に対する意見公募手続の結果について

令和6年2月7日

経済産業省産業保安グループ製品安全課

上記の中間取りまとめ（案）について、令和5年12月20日から令和6年1月18日まで意見公募手続を実施いたしました。

結果については以下のとおりです。

なお、行政手続法第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約している場合があります。

### 1. 意見公募の実施方法

意見募集期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月18日（木）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載

意見提出方法：e-Gov、郵送、電子メール

### 2. 提出意見数

20件

※なお、総務省による行政手続法施行状況調査における集計方法と同様、提出意見の件数は、意見提出者数で計算しており、別紙の意見の数と一致しない。（同一人が複数の意見を提出している場合がある。）

### 3. 提出されたご意見の概要及びそれに対する考え方

別紙のとおり。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

整理番号	意見	考え方
製品安全政策全般に対する意見		
1	<p>このたびの、「産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会 中間取りまとめ(案)」に賛成いたします。</p> <p>(理由)          これまで製品安全4法による製造・輸入事業者、販売事業者等への規制によって、日本の消費者の安全安心が守られてきました。しかし、報告書の指摘通り、インターネット取引が拡大して海外の事業者から直接購入ができるようになり、製品の安全確保が困難になってきています。それは、消費生活相談を担っている消費生活相談員である本協会の会員は皆実感しているところです。一方で、PSマーク等のマークや製品安全の制度について消費者はまだ十分に理解しておらず、事故が発生してから始めて知るケースが少なくありません。また、事故が発生した場合、申し出する手段がわからない、これくらいのことで申し出するのは大げさではないか、こどもの事故に関しては親が責任を感じて自分が悪かったなどと思うなど、申し出することに躊躇することが考えられ、実態としては事故件数はもっと多いことが推測されます。</p> <p>一部の取引デジタルプラットフォーム提供事業者は以前より製品安全についての取組をいただいております。取引デジタルプラットフォーム消費者保護法制定以降は、努力義務ではあるものの、大手の取引デジタルプラットフォーム提供事業者においては評価される取組が実施されています。このたびの製品安全の取組についても、デジタルプラットフォームの果たす役割が大きく、同時に効果も大きいと考えます。小規模のデジタルプラットフォーム等も取り組んでいただくことを要望します。</p> <p>こども用製品については、海外では販売停止等の規制がなされているところ、日本における規制が十分ではないことから、インターネット取引により日本向けに危険な商品が販売されることとなります。このたび提案されている措置は、日本のこどもたちの安全を守るためにはぜひとも必要であると考えます。</p>	御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。
2	<p>「誤使用」事故に関しては、本文にある通り「誤使用が起きにくい製品づくりの推進」が重要です。経済産業省として、「本質的安全設計」の推進に力を入れていただきたい。</p> <p>(理由)          製品・サービスの設計プロセスに関わるリスク低減策については、JIS Z 8051:2015 (ISO/IEC Guide 51:2014) 安全側面？規格への導入指針に、意図された使用方法だけでなく「合理的に予見可能な誤使用」によるリスクを含めて製品設計段階でリスク低減がなされるべきこととし、その考え方に基づいたうえで、リスク低減の方策はいわゆる「3ステップメソッドの」優先順位に従って検討することが規定されています。</p> <p>・3ステップメソッド          リスクを低減する際の優先順位          1.本質的安全設計          2.ガード及び保護装置          3.最終使用者のための使用上の情報(例:警告表示、取扱説明書での注意記載等)</p>	誤使用事故等の件数の低減に関しては、消費者に正しい使用方法を周知することに加え、誤使用が起きにくい製品づくりの推進や、こうした製品の消費者への情報提供の充実など、市場を活用した安全確保に取り組んでまいります。
3	<p>PSマーク対象商品を海外から直接販売する場合にも、PSマークのあるものでなければ販売できないことに賛成する。</p> <p>重大製品事故について国への報告を求めることに賛成する。</p>	御意見ありがとうございます。賛同意見として承ります。
4	<p>本「中間とりまとめ案」には、必要とする事項が多くおさめられています。最終取りまとめでは沢山の必要事項から、実効性のある計画を示すことが極めて重要だと考えます。具体的にどのような取り組みが、どの主体(事業者、各省庁、消費者団体など)によってどのような手順で進められるのか、明確に示されることを切望いたします。</p> <p>(理由)          必要とする項目が多く、また、重要とする項目もあります。全てを早期に実現することは難しいことと、着実に必要事項を実施するには必要なことと考えます。</p>	御意見いただきありがとうございます。今後の施策の実行にあたり、参考とさせていただきます。

5	<p>製品安全4法が制定当時には想定し得なかった様々な課題(技術の進展、それに伴う取引形態の変化、グローバル化の進展等)が現出しています。現出している課題への具体的な措置・対応に加え、今後出てくる課題に対しても機動的に対処していくことを求めます。その際、製品安全の確保といった目的の達成のためには、国による取組のみならず、事業者や消費者を含む「製品」に係る多様なプレーヤーが、それぞれの役割・立場に応じた取組を進めることで、事故の未然防止や再発防止を図っていくことも必要と考えます。特に、規制・制度的措置だけでなく、民間事業者の製品安全確保に向けた自主的な取組の有効性が「中間とりまとめ(案)」で多く示されました。この先、国がこうした環境変化や課題を踏まえ、制度面の検討を絶え間なく進めていくことは、特に消費生活用製品安全法の目的の「一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止」を図るために是非お願いしたい点です。</p>	<p>引き続き、環境変化や課題を踏まえ、制度面の検討を進めていくとともに、民間事業者や消費者の御理解も得ながら製品安全の確保に向けて取り組んでまいります。</p>
6	<p>消費者教育の重要性・必要性についての要望です。 製品事故の約3割が、誤使用事故等が原因で発生している現状や、インターネット取引等により、今後もより容易に製品の入手がしやすくなることを踏まえると、消費者一人一人が製品の購入や使用に際しては、安全性をより意識していくことが重要です。国や事業者はこうした消費者の行動を促すことができるよう、必要な情報提供等に努めていただきたくお願いします。</p> <p>(理由)</p> <p>① 前述の保育園などに乳幼児の事故情報を速やかに届けるため、日々、下記の発表を確認し、適宜、情報提供をしています。 ② 子ども安全メールfrom消費者庁 ③ 国セン「くらしの危険」 ④ 全国の危害・危険情報の状況—PIO-NETより— ⑤ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 PSマガジン(製品安全情報メールマガジン)</p> <p>上記の情報がさらに有効に活用されることも願っております。</p>	<p>中間とりまとめ(案)に記載したとおり、「消費者一人一人が製品の購入や使用に際しては、安全性をより意識していくことが重要です。国や事業者はこうした消費者の行動を促すことができるよう、必要な情報提供等に努めるとともに、事業者の製品安全の取組が市場において価値として認識され、それが更なる取組を促すといった好循環を生み出していくことが求められる。」という方針で取り組んでまいります。</p>
7	<p>製品の使用に伴う事故が発生した際に、その原因究明を速やかに行い、早急に対策を行うことが被害の拡大を防ぐことに繋がります。この観点で、NITEに事故情報が速やかに伝達されることは重要ですが、事故の原因究明においては、製品事故の原因究明に携わる機関、団体等と連携を図り効率的に調査を進めることが望まれます。</p>	<p>御意見のとおり、製品事故の原因究明において国内の関係者・関係機関が連携していくことは重要です。その中で、中核的役割を担うNITEに関しては、NITEが消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行う上で、NITEに対して当該調査に必要な範囲内において当該調査に必要な情報を提供することができるよう、制度改正に向けた検討を進めてまいります。</p>
8	<p>(「はじめに」に記載されている)「法令に違反した方式で販売」とは、「販売方法」が違法であると読めるが、具体的にどのような状態、現状を指しているのか、明らかにしていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>制度改正の前提としての現状の認識に関する記述として、明確にすべきであるため。</p>	<p>ここでの「法令に違反した方式で販売」とは、PSマーク対象製品においてPSマークがない状態で販売されていたり、PSマークとしての表示内容が適切でなかったりといった事例を念頭に記載したものです。</p>
9	<p>「国による取組のみならず、事業者や消費者を含む「製品」に係る多様なプレーヤーが、それぞれの役割・立場に応じた取組を進めることで、事故の未然防止や再発防止を図っていくことも必要である。」と記載されているが、国内流通の最初期段階(例えば、輸入時における水際対策)における取組を強化することは必要のように思われる。なぜなら、国内流通を効果的に防止するためには、そもそも国内に流入することを防止することが効果的のように思われるからである。</p> <p>そうした流通の最初期段階において、どのような取組を実施するかについては、製品安全をめぐる政策の中で大きな影響を与えらると思われるため、これを明確かつ具体的にすることが望まれるように思われる。流通に関する上流部分に関して、対策の強化を予定しないにもかかわらず、流通の下流のBtoCの流通段階において民間の取り組み等で問題の根本を解決できるものではないように思われる。</p> <p>よって、上流部分に関して、今回検討されている規制内容が実効的になるようなスキーム/ルール構築も必要ではないか。</p>	<p>製品安全4法においては、民間事業者による取組を通じて、製品の安全を確保することとしており、今般検討している①国内管理人の選任、②インターネットモール事業者への出品削除要請、③法令等に違反した事業者の氏名等の公表等を通じて、海外から安全でない製品が流入することを防ぐことが可能な措置を講じることとしたいと考えております。</p>

1. 海外事業者からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための対応		
(全般的な意見)		
10	<p>“実態を調査した上で指摘すべきであると思われる。仮に、そうした実態を調査せずに、その推測を前提とした政策論をされると、本当に実効的な手段であるか否かについて検討できないため、問題であると考えます。 実態を調査せずに「インターネット取引は違反品が売られやすい環境にあるのではないかと考えられる」と記載しているのであれば、削除すべきである。”</p>	<p>P11に記載のとおり、「ネットパトロール事業と地方自治体による立入検査の結果(違反事業者の件数)を単純に比較することはできない」と断りつつも、表示違反の件数等を踏まえて記載したものです。</p>
11	<p>経済産業省はじめ消費者庁においても、インターネットモール事業者と協力体制を構築し、インターネットで販売される違反品対策に取り組んでいただいていることは非常に有益です。ネットパトロールを実施し市場監視をされていますが、小規模なインターネットモール事業者では販売店や商品の確認が不十分である可能性があるため、小規模なインターネットモール事業者にも範囲を広げていただくよう要望します。また、インターネットモール事業者は自社のモール内の監視をすることと同時に、出店時の確認強化がさらに必要と考えます。 製品安全誓約への署名は非常に重いものであり、各インターネットモール事業者には遵守していただくとともに、署名していること、遵守していることを広く消費者に周知広報していただき、消費者がそうしたインターネットモール事業者を積極的に選択することを期待します。</p>	<p>ネットパトロール事業において調査対象とするネットモールについては、その規模だけでなく、規制対象製品の取扱いの状況等を踏まえて選定しております。また、製品安全誓約に基づく取組については、インターネットモール事業者による自主的な対応ですが、こうした動きを最大限尊重しつつ、経産省としても関係機関とともに必要な情報提供等を行ってまいります。</p>
12	<p>踏み込んだ調査とまとめに敬意を表します。 NITEの役割が重要性を増すと思いますが、物理的設備や施設、人材の確保など、十分な予算の確保が必要と思います。 ネットパトロールや製品安全誓約、国内代理人の選任、等行政手法として考えられることを整えても、製品事故や被害を完全に防ぐことはできないと思います。 その場合の被害救済まで考えないと安全行政としては不十分だと思います。 製造物責任法制定時には想定されていなかったネット社会になり、取引形態が大きく変化したのですから、EUの動きのように、製造物責任の責任主体として、インターネットモール事業者を加える法改正が必要です。製造物責任法の立法時のように、産構審の意見が原動力となって法改正を実現していただきたい。</p>	<p>製品安全4法では、製品の我が国市場への第一次的供給者である製造・輸入事業者を、製品の安全性に関する責任主体として位置づけ、事業開始等の届出や技術基準への適合義務を課しています。 なお、中間取りまとめ(案)は、関係省庁にも共有しております。</p>
①海外から直接販売される製品の安全確保のための措置		
13	<p>中間とりまとめは、不十分であり賛成できない。 同じ国内マーケットにアクセスするにあたって、国内事業者と、いわゆる越境ECの海外事業者の公平性が確保されず、中途半端な規制案であり、効果は極めて限定的と思われる。 商売のありかたが変わってしまったのであるので、消費者向けの通信販売全体に関し製品安全4法に限定せず、広くその規制の在り方を整え、消費者の不利益とならないよう実効性のある対策を検討すべきである。</p> <p>今回の中間とりまとめで考え方の示された、「国内において必要な措置をとる者」は、製品安全4法の規制対象製品のみでなく、全ての消費者用製品を対象とするべきであり、インターネットモールを介さない独自サイトを運用する事業者に対しても開示するよう「特定商取引法」において義務付けるべきである。</p> <p>さらに、製品安全4法については、国内の市場に対し「業」として販売を行うものについては、「国内において必要な措置をとる者」に「届出事業者」と同じ義務を負わせることが適切である。 それができない場合は、製品としては国内法の規制対象であるが、行為として規制が適用されない国内の製品に対する基準を満たしていないことをサイト上に明示することを義務化するべきである。</p>	<p>今回提示した制度措置等の方向性については、製品安全を巡る市場環境や流通実態の変化を受けて、見直しの必要性や制度のあり方に関する議論を経て、どのような事業規律を関係者に求め、その実効性を確保していくかを議論してきたものです。</p> <p>国内管理人については、海外からPSマーク対象製品の直接販売を行う事業者が、製品安全4法に基づく届出を行う際、消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために、当該事業者に代わって国内で必要な対応をとる者を選任させることを想定しています。</p> <p>なお、製品安全4法では、製品の我が国市場への第一次的供給者である製造・輸入事業者を、製品の安全性に関する責任主体として位置づけ、事業開始等の届出や技術基準への適合義務を課しています。よって、国内管理人に対する規定のあり方については、こうした点も踏まえ、検討してまいります。</p>

14	<p>インターネットモール等を通じ、特に海外事業者が国内の輸入事業者を介さずに、直接国内の消費者に消費生活用製品を販売する機会が増大しています。こうした流通形態では、製品安全4法上の義務を果たす製造・輸入事業者が国内に存在しないため、国内の事業者であれば履行される義務が履行されず、また、事故が生じた製品の回収等が行われないことにより、国内の消費者の生命又は身体の安全の確保が困難となる事態になっています。</p> <p>こうした流通形態に対して、EUでは、既存の一般製品安全指令(GPSD)に代わる新たな一般製品安全規則(GPSR)が2021年6月に提案され、欧州議会及び欧州理事会での了承を経て2023年5月23日に公布、同年6月12日に施行されたそうです。これによりインターネットモール事業者に対して、製品安全に関する義務が新たに課されることになると報じられています。このようなEUの動きを参考に(見習って)我が国も早急な対応が構築されることを強く望みます。</p> <p>(理由) 国内の消費者の生命・身体の安全の確保が困難となる事態を解消するためです。</p>	御指摘のEUの政策動向や事業者側での対応、実際の執行状況等について注視してまいります。
15	<p>インターネットモールの市場監視としてネットパトロール事業の取り組みを評価いたし、また「国内管理人」の選任に賛成いたします。</p> <p>ネットパトロール事業の結果と地方自治体による実店舗調査の結果は、かなり隔たりがあると感じます。</p> <p>ネットパトロール調査においては、連絡ができなかった販売事業者が3割あり、PSマーク表示違反・違反疑義が調査に回答した事業者の半数以上を占めています。海外から直接販売する事業者もPSマークの規制対象とする必要があり、そのためには販売事業者(あるいはBを装ったCもあり)の情報をインターネットモール事業者が確実に把握することが必要になります。製品の製造、輸入、販売事業者の届出情報の確認をインターネットモール事業者の義務としてください。製品を何年か使用した後に事故などが起きることもあり得るので、その販売者がモールから撤退したあとでも、一定期間はその情報を保存しておく必要があると考えます。消費者が事故やトラブルに遭った時、販売事業者の情報が分からない場合は解決が非常に困難となってしまいます。販売事業者や製造者の情報を、消費者がインターネット上で商品を購入する前に、判断材料として知ることが出来るように公表されることを望みます。</p> <p>(理由) インターネット取引では、消費者は商品の性質や特徴をネット上の表示や映像で見るだけで購入し、安全性については確かな情報は分からないまま購入していることが多いです。安心して取引を行うためには、以上のような情報が消費者に届くことが必要と思います。</p>	インターネットモール事業者等が、特定製品の製造・輸入事業者の届出情報(国内管理人に係る情報も含む。)を確認し、届出の事実が確認できない場合等においては当該特定製品の出品を認めないといった対応ができるよう、届出情報の公表を検討してまいります。
16	<p>「(2)制度的措置と取組の方向性」について賛成します。</p> <p>(理由) インターネット取引の拡大と海外事業者の製品が国内の事業者を介さずに、消費者に直接に取引される場合が増加しています。そのための安全確保は重要な取り組みです。販売の製品に何らかの問題があるときに、国内で連絡が取れ、対応ができる国内管理人(消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者)の選任を求め、販売製品の責務を担う必要があると考えます。</p>	御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。
17	<p>インターネットモールを利用せずに自ら日本の消費者向けに広告をし、直接海外から消費者による個人輸入の形態で販売する場合も、当該措置の対象となることを明確に記載すべき。</p> <p>(理由) 「インターネットモール等を通じ」といった記載や、図9ではインターネットモールを通じて販売することが示されているなど、本項目記載の措置は、インターネットモールを通じて販売する場合のみを想定しているとも読める記載になっている。問題となる製品は、インターネットモールを通じて販売する場合以外の方法でも販売される場合があるところ、これらも規制対象となることを明確にすることは重要であると考えため。</p>	インターネットモールの利用如何に関わらず、日本国内でのPSマーク対象製品の販売を想定しているような場合には、今般検討中の措置の対象になる可能性があります。

18	<p>海外から直接販売する事業者について、「規制対象となることを明確化する」とは、どのような意味か。 PSマークや事故報告の義務について、当該事業者は現在は規制の対象外となっているのであれば、「明確化する」との表現はやや曖昧で、新たに規制対象とする旨を明確に記載すべき。 現在でも規制の対象になっているということであれば、「具体的には」との記載以降の「…販売できないこと」及び「…を求めること」「とする」との記載は、新たに規制の対象とするかのような記載であって適切でなく、「(…の義務があること)を明確化する」などとすべき。</p> <p>(理由) 現行法の解釈は、制度改正に関する重要な前提であり、明確にする必要があるため。</p>	<p>今般検討中の措置は、海外からPSマーク対象製品を直接販売する事業者について、国内の製造・輸入事業者と同様に届出等の対象とし、技術基準への適合等を求めることとするものです。</p>
19	<p>国内管理人に関する具体的な条件や責務の検討に当たっては、単に政省令等をパブコメにかけるのみではなく、関係事業者からのヒアリングや協議を行うなどして、実態を把握した上で丁寧な検討を行うとともに、日本国内に自社の拠点を有していない場合であっても、健全な事業者が適切な手続を経て海外から販売ができること自体が不当に妨げられないよう留意いただきたい。</p> <p>(理由) 国内管理人の設置義務自体に異論があるものではないが、その条件や責務の内容は、規制の実効性や実現可能性に関して極めて重要であるところ、関係事業者からのヒアリング等により実態を適切に把握した上で検討すべきものである。 また、これらを通じて、健全な海外事業者が適切に販売すること自体が妨げられたり、販売のハードルが不当に上がることはないよう配慮することも重要な観点である。</p>	<p>国内管理人に求める具体的な責務や遵守事項については、関係者へのヒアリングや必要な協議を行うなどして、実態を踏まえて検討を進めてまいります。</p>
20	<p>海外から直接販売される製品の安全確保のための措置として様々記載されているが、仮にこれらを導入したとしても、本来対応を求められて、違反した際に罰を受けるべき者が「地理的に遠隔な場所にいる」ことは変わらず、したがって「法の執行に当たった課題」が存在することには変わりがないため、実効性がないのではないかとと思われる。 したがって、今回検討されている規制内容を補完するスキーム/ルール構築も必要ではないか。 例えば、そもそも国内の侵入を阻止すべく、輸入段階で国が積極的に関与すべきモデルを提案すべきではないかとと思われる。</p> <p>なお、国内管理人の選任を必要とした場合に、製品安全4法に基づく届出時のみではなく、その役割から、販売時及び販売後一定期間の事故発生時においても存在することが必要である。一方で海外事業者においても事業撤退等もある中で、半永久的な国内管理者の設置義務をもうけることは過度な負担となる可能性もある。商品事業継続中の国内管理人の設置義務と、商品撤退後どのくらいの期間の国内管理人の設置義務が必要か、明記が望ましいと思われる。また、当該義務違反が守られなかった場合の海外事業者名の公表等、国内でできる範囲においても、実効性担保のために制度を構築すべきである。</p>	<p>製品安全4法においては、民間事業者による取組を通じて、製品の安全を確保することとしており、今般検討している①国内管理人の選任、②インターネットモール事業者への出品削除要請、③法令等に違反した事業者の氏名等の公表等を通じて、海外から安全でない製品が流入することを防ぐことが可能な措置を講じることとしたいと考えています。なお、海外事業者が事業撤退等をする場合は、廃止の届出をしていただくことになると考えております。</p>

21	<p>「国内管理人」の責任や役割は重要であり、今回の中間まとめでは明記されていませんが、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」で掲げられた①越境供給者及び国等との連絡調整、②検査記録等の写しの保存、③重大製品事故の報告、④国の立入検査等への対象化、⑤リコールの際の協力の5点を「国内管理人」の役割とすべきと考えます。</p> <p>(理由) 「日本国内に住所を有すること等国内管理人に求める条件や責務についても併せて検討を行うことも必要である」と記載されています。今回の中間とりまとめに向けて検討を進めてきた「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」では、「国内代表者又は国内代理人の責任」の中で上記の5項目を挙げています。今回の中間とりまとめでも「国内管理人」の責務について明示すべきと考えます。</p>	
22	<p>海外から直接販売する事業者に対して、PSマーク対象製品を販売するには届出を必要とすること、PSマークを付した製品でなければ販売を禁止すること、重大製品事故の国への報告を求めること、さらに、国内管理人の制度を作ることに賛成します。消費者にとって、PSマークは必ずしも認識されているとは言えず、PSマークのない違反品であっても違反品という認識がないままに購入することがあります。また、PSマークの有無が明示されていなかったり、トラブルが発生して初めてPSマークがないことに気が付くケースもあります。インターネットモールで販売されていれば、インターネットモール事業者への信頼が上乗せされて、販売店への信頼度が高まります。販売店や商品について十分な確認をしていないインターネットモール事業者が存在する現状において、この措置がなければ安全性確保はできません。</p> <p>また、国内管理人の制度は、問題が発生した場合に速やかに連絡が可能となり非常に有益な制度と考えます。ただし、国内管理人については、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」で示されている、①越境供給者及び国等との連絡調整、②検査記録等の写しの保存、③重大製品事故の報告、④国の立入検査等への対象化、⑤リコールの際の協力の5項目を条件とすべきと考えます。</p> <p>そして、国内管理人の制度が消費者に広く周知されなければ、意味のない制度となります。行政、インターネットモール事業者、事業者団体、消費者団体等が連携して、インターネット取引において根付くよう消費者へ情報提供していく必要があります。</p>	<p>国内管理人に求める具体的な条件や責務や、国内管理人としての遵守事項についても、海外にいる製造・輸入事業者の義務の履行や法執行における実効性確保の観点から今後検討してまいります。</p>
23	<p>「国内において必要な措置をとる者」について、第2章 1. (2)1(イ)の内容に賛成です。具体的な施策を定めていく際には、実効性の高い規定になるよう求めます。</p> <p>(理由) 海外からネットを通じて直接販売する事業者が果たすべき義務の履行を担保するために必要かつ有効なことだからです。</p>	
24	<p>13頁「国内管理人に求める条件や責務についても併せて検討を行うことも必要である。」とある点について、例示として「日本国内に住所を有する」とあるが、それだけでは不十分である。</p> <p>単なるコールセンターの類がここで期待される国内管理人の役割を果しえないことは自明であり、日本語対応能力に加え、少なくとも資力要件ないし付保要件を求めるべきと考える。</p>	
25	<p>記載内容に賛成します。質問ですが、自ら必要な製品をインターネットモール等で探して結果的に海外事業者から購入する場合とともに、YouTube やインターネット配信ニュースを見ている時に現れる広告に誘われて、海外事業者からの直接販売の製品とは気づかずに購入してしまう場合がありますが、そんなインターネット経由の広告で紹介される製品についても、同様に規制対象になるのでしょうか。一消費者としてインターネット経由の広告で紹介される製品も規制の対象であると理解していますが、そのことが明確にわかる表現となることを希望します。</p>	<p>インターネット広告(例えば消費者がサイトに表示された製品を選択すると、その製品の販売事業者のサイトに移動するもの)については、誘引として広告表示を行っているものであり、製品を販売するための「場」を提供しているものではないと考えます。具体的には、個別の事案を踏まえて判断していくこととなると考えます。</p>

26	<p>海外から直接販売される製品の安全確保のための措置として、第2章 1. (2)1(ア)の内容に賛成です。具体的な施策を定めていく際には、実効性の高い規定になるよう求めます。</p> <p>(理由) 「インターネットモール等を通じ、海外事業者が国内の輸入事業者を介さずに直接国内の消費者に消費生活用製品を販売する機会が増大している」現状に対応するために必要なことからです。</p>	御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。
27	<p>本中間取りまとめ13頁、「国内において必要な措置をとる者」の部分が特に重要と考えられ、この部分の論旨に賛成である。インターネット取引を通じて海外製造業者から製品が購入される場合、当該海外業者に日本法人が存在し、あるいは国内輸入業者が存在する場合には、当該製品に欠陥が存在すると評価される場合には製造物責任法に基づく法的救済が可能である。しかし、近時、DPF(デジタルプラットフォーム)を通じて、海外製造業者から日本国内の消費者が大手DPFを通じて製品を直接に購入する機会が飛躍的に増大している。かかる状況下、かかる海外製造業者に対して我が国の製造物責任法に基づく訴訟提起を提起して被害回復を行うことは極めて困難である。その意味で、海外事業者に対して「国内において必要な措置をとる者」の選任を義務付け、かかる責任主体に対して製造物責任訴訟を提起できる仕組みを構築する必要がある。</p>	国内管理人については、海外にいる事業者に代わって国内で製品安全4法上の必要な措置をとる者という位置づけを想定しており、製造物責任法上の製造物責任を生じるかどうかについては、個別の事例により判断されるものであるものと考えています。
28	一定の海外事業者に関する、国内管理人の選任の制度化に賛成する。	御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。
<b>②インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保のための措置</b>		
29	<p>P14「②インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保のための措置」の製品安全誓約の取り組みの推進に期待します。それと共に、署名をした主要なインターネットモール事業者以外の事業者にも、参考になる好事例の発信を行い、EC取引が安全な場になることを期待します。</p> <p>(理由) 製品安全誓約は、インターネットモール事業者の自主的な取り組みですが、出品削除要請に迅速に対応して、消費者に危険な製品が出回らないよう対策を行っています。この誓約した事業者以外のインターネットモール事業者も製品安全誓約をとり交わした事業者と同程度の安全確保策をとれるよう、取り組みの好事例などの情報周知を広く行い、消費者が安心してEC取引をできるようにしてください。</p>	製品安全誓約に基づく取組については、インターネットモール事業者による自主的な対応ですが、こうした動きを最大限尊重しつつ、経産省としても関係機関とともに必要な情報提供を行っていきます。
30	<p>インターネットモール等における販売において、ここでは言及がない問題の一つに、正しくない情報に基づいた出品が少なくないことです。例えば、昨年4月に着用が努力義務化された自転車用ヘルメットについては、CEマークが付いていると言いながら、軽作業用のEN812に準拠した製品を自転車用として販売している事例が多数見つかります。さらに、自転車用ヘルメットの欧州規格であるEN1078に適合していると表示しながらも、製品の写真からあきらかにそうではない事例も散見されます。そもそも、適合する基準を表記していない製品もあります。さらに、取扱説明書がついていなかったり、或いは、外国語であったりという事例もあります。これらの製品のほとんどは、自転車用ヘルメットが求める性能には遠く及ばないと考えられるものであり、消費者を優良誤認させるもので、消費者契約法の不実の告知に該当すると考えられるものです。万が一、これらの製品を使用して、適切な製品を使用していれば避けることができたであろう重篤な損傷が生じた場合は、製造・販売事業者は重い責任を負うべきものと考えられるものです。このため、インターネットモール等の販売事業者は、自社のWeb等で取引される製品の表示が適切なものであることを保証するための対応を行う必要があると考えます。</p>	インターネットを通じた取引において、販売事業者に対しては特定商取引法や、出品物に関する法令に沿った対応が求められます。ご指摘のような適切な表示がなされていない事例について、個別のケースに応じて法令に基づき適切に対応するとともに、販売実態や取引状況、製品事故の発生状況等に応じて注意喚起・周知等の消費者向けの情報提供も行ってまいります。

31	<p>インターネットモール運営事業者が契約関係にあるのは販売事業者であって製造・輸入事業者ではない(仮に製造・輸入事業者自らが販売している場合であっても、モール運営事業者との契約は販売事業者の立場で行っている。)ことから、インターネットモール運営事業者に関する制度設計に当たっては、販売事業者との関わりを中心に置いた上で、条文等の立案も行うべきである。</p> <p>(理由) インターネットモールに出店する事業者とインターネットモール事業者との関係を的確に踏まえた上で、具体的な制度設計に反映いただく必要があるため。</p>	<p>インターネットモールの出品者が自ら製造・輸入して販売していた場合、当該出品者は、モール運営事業者との契約関係の側面では御指摘のとおり販売業者に整理されるものの、消安法上の規律の対象としての側面では製造・輸入業者に整理される場合があります。したがって、インターネットモール運営事業者に関する制度設計に当たっては、御指摘のとおり出品者との関わりを中心に置くこととなりますが、規定によっては当該出品者の製造・輸入事業者の側面を捉まえる必要性が生じます。</p>
32	<p>製品安全誓約にも署名しているインターネットモール事業者を適用対象とするのであれば、法と製品安全誓約とで二重規制になると思われる。そのため、法と製品安全誓約の適用関係について明確に整理して示すべきと思われる。</p> <p>また、「こうした自主的な取組を最大限尊重しつつ、製品安全誓約に基づく取組を行っていない事業者にも対応できるよう」と記載されているが、本記載のような背景であれば、製品安全誓約に基づく取組を行っているインターネットモール事業者については法規制の対象とすべき立法事実が存在しないのではないかとと思われる。</p>	<p>製品安全誓約は自主的な取組として講じられているものであり、その取組は十分尊重して運用していくことが必要と考えます。他方、制度としては、インターネットモール上の危険な製品の出品削除が可能となるような措置を検討しています。</p>
33	<p>製品安全誓約に基づく取組を行っていない事業者にも対応できるよう、消費者の安全確保の観点や、製造・輸入事業者等に対する措置を補完する観点から、インターネットモール事業者に対し、危険な製品の出品削除の要請等を措置するために、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の消費者に提供される消費生活用製品について、消費者の生命又は身体に危害が発生するおそれがあると認められ、</li> <li>・かつ、その製造・輸入事業者等に対して、販売の一時停止等を求める命令を発出したとしても適切な対応がとられないこと又はそもそも当該事業者と連絡がつかないこと</li> </ul> <p>等の理由により、現に当該事業者によって必要な措置が講じられることを期待できないときには、インターネットモール事業者に対し、当該製造・輸入事業者等による当該消費生活用製品の販売に係る当該インターネットモールの利用の停止等を要請できるようにすることなどの措置に賛成します。</p> <p>加えて、インターネットモール事業者は、危険な製品の出品削除の必要性の情報を得た場合には、いち早くモールに出店している事業者に情報発信し自主的削除要請を働きかけること、消費者にもモール内で注意喚起をすることなどを求めます。</p>	<p>御指摘のような、安全でない製品が出品された際のインターネットモール事業者による自主的・積極的な対応は、当該インターネットモールの信頼性を高めるとともに、取引や利用者の安全性の確保にもつながるものであると考えています。</p>
34	<p>「インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保のための措置」として、第2章 1. (2)2の内容に賛成します。具体的な施策を定めていく際には、実効性の高い規定になるよう求めます。</p> <p>(理由) 製品安全誓約に基づく取組を行っていない事業者にも対応できるような措置をとることは重要です。</p>	<p>御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。</p>
35	<p>同14頁「インターネットモール等を通じて販売される製品の安全確保のための措置」の部分の論旨にも全面的に賛成である。前記のとおりDPF等を通じて海外製造業者から製品を購入する機会が抜本的に増大している状況にある以上、DPF事業者に対してその立場に相応する監督責任を負わせる必要があり、製品安全誓約等の自主的取組が適切に機能しない場合には、DPF事業者等に対して人身被害発生危険のある製品流通を水際で防止するために協力を求める方策が設けられる必要がある。</p>	<p>消費者の安全確保の観点や、製品の安全確保に責任を有する製造・輸入事業者等に対する措置を補完する観点から、今般、インターネットモール事業者に対し、危険な製品の出品削除の要請等を措置することを検討しています。</p>

36	<p>インターネットモール事業者に対し、製品事故が発生する恐れがある場合に、製造・輸入事業者等による消費生活用製品の販売に係る当該インターネットモールの利用の停止等を要請できるようにすることに賛成する。</p> <p>ただし、利用停止要請の要件のうち、「その製造・輸入事業者等に対して、販売の一時停止等を求める命令を発出したとしても適切な対応がとられないこと又はそもそも当該事業者等に連絡がつかないこと等の理由により、現に当該事業者によって必要な措置が講じられることを期待できないとき」との要件については、緩和が検討されるべきである。</p> <p>すなわち、販売の一時停止を求めた場合に事業者が適切な対応を取るか否かや、連絡が取れるかどうかの調査や判断に時間を要する恐れがある。その間に製品の販売が継続されれば、販売された製品から製品事故が発生する恐れも否定できない。利用停止要請の前段階で、インターネットモール事業者を通じて当該事業者への連絡を試みる方法もあると思われるが、危険性のある消費生活製品が販売されていることが明らかな場合に、速やかな規制の実行が可能になるよう検討がされるべきである。</p>	<p>御指摘のように、規制当局からインターネットモール事業者に対して利用停止要請がされてから、実際に利用停止(出品削除等)がされるまでがどれだけ迅速に実行できるかは重要な点と認識しており、今後の検討にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p><b>③届出情報の公表に関する措置</b></p>		
37	<p>(理由)</p> <p>届出情報が具体的にどのような形で公表されるのかは今後検討されると認識しているが、届出に関する情報量は、事業者の数なども含め非常に多くなることも想定され、UI/UXを十分考慮して公表されることが、当該措置の趣旨に照らしても重要である。</p>	<p>いただいた御意見については、届出情報の公表に係る詳細を今後検討して行く上で、参考にさせていただきます。(現行の保安ネット(届出・申請システム)をベースに公表ページのUI/UX(ユーザーインターフェイス/ユーザーエクスペリエンス)を考慮して整備していく予定です。)</p>
38	<p>現状の製品に表示されている表示からでは、具体的にどのような審査を何を対象としてなされたのか判然としない(製造輸入事業者向け手引書(Ver 5.0.2)74頁 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver502.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver502.pdf</a>)上、偽造も容易であって、マークとしての識別機能が著しく低いものと思われる。</p> <p>そうであるなら、例えば、STマークのように識別できる番号自体をマーク本体に記載させるといった表示の工夫を行うなどして、偽造抑止と情報アクセスの向上を図り、当該製品の審査における対象物品・法人名称等を容易に確認できるといったマーク自体の仕様の変更が必要なように思われる。</p> <p>また、届出情報の公表にあたっては当該情報を単に公開されるだけでなく、関係事業者・消費者にとって利便性の高い形式で提供されることが望まれる。例えば、STマークの検索サイト(<a href="https://www.toys.or.jp/stken/">https://www.toys.or.jp/stken/</a>)では付された番号の検索のみで商品の合格情報(商品名、商品問い合わせ先名、合格年月日)を確認できる利便性があり、このような検索の容易性や表示情報の一覧性等を考慮したものを提供されることが望まれる。なぜなら、利便性の低いものは結局利用されないためである。</p> <p>さらに、検索して表示された情報が最新のものでなければ意味がなく、混乱を招きかねないため、例えば、日本農林規格のように定期的な調査を行うなど、公開された情報の信頼性を保証する仕組みが必要ではないかと思われる。</p> <p>その上、こうした情報を公開すれば、それを悪用して冒用する事業者も発生する可能性があるため、そうした事業者に対する取締りについて、国の義務を明確に規律すべきと思われる。</p>	<p>いただいた御意見については、届出情報の公表に係る詳細を今後検討して行く上で、参考にさせていただきます。(なお、届出情報のうちその一部(届出事業者の氏名、特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等)の公表を想定しています。)</p>
39	<p>安全な製品の流通を通じて、消費者の利益を保護するためには、特定製品を取り扱う事業者や消費者が自発的かつ迅速に届出情報を活用できるよう届出情報を公表し、製品の安全性を確認できる環境を整備することに賛成します。</p> <p>インターネットモール事業者は届出情報がない事業者をインターネットモールに出店させない、消費者は届出情報のない事業者を選択しないということが当然となるよう、届出の制度を義務化してください。さらに、消費者が活用できるよう十分な周知広報をお願いいたします。</p>	<p>届出情報を公表することで、インターネットモール事業者や消費者が自ら届出情報を確認し、当該出品を認めない又は購入を控えるといったことが期待されます。</p>

40	<p>記載内容に賛成します。加えて要望を記載します。消費者が自ら必要な製品を探してインターネット等で情報を得ようとする際に、すでにその製品を購入した消費者からの「口コミ」を参考にすることも多いのですが、その「口コミ」に、当該製品の事故情報や使用上の留意事項などが、信頼がおける機関から発信され、それを消費者が容易に見ることができると、商品選択の大きな参考となります。そういう「消費者が、まず見ることができる場所」での情報発信を考えていただければ幸いです。</p>	<p>御理解いただき、ありがとうございます。多くの消費者に製品安全に関する必要な情報を適切にお伝えできるよう、効果的な発信を行ってまいります。</p>
41	<p>「届出情報の公表に関する措置」として、第2章 1. (2)3の内容に賛成しますが、本文にあるような「期待」「望ましい」といった文言では弱いと考えます。実効性を伴う措置を望みます。</p> <p>(理由) 届出情報の管理と公表により、流通初期段階で安全でない製品を排除できる可能性が高まるからです。</p>	<p>PSマーク対象製品を取り扱う事業者や消費者が自発的かつ迅速に届出情報を活用し、製品の安全性を確認できる環境を整備することで、安全でない製品の国内流通を防ぐことができるよう取り組んでまいります。</p>
<p><b>2. 玩具などの子ども用の製品の安全確保のための対応(全般)</b></p>		
<p><b>(全般的意見)</b></p>		
42	<p>海外では規制があるにもかかわらず、安全性が確かでない製品が国内で流通している事態は早急に改善すべきであり、乳幼児用製品で安全上の課題の多いものを強制規格の対象とし、事後規制から事前規制に転換することは適切な方向と考えます。その際、技術基準に適合していると表示されながら実際には基準で求められる性能を満たしていないような製品が安価に流通してしまうと、基準に合致した製品の製造・販売が阻害されてしまいます。この観点では、国内の事業者にとどまらず、海外の事業者に対しても国内の事業者に対するものと同等に実効性のある規制が行われることが必要です。なお、玩具一般と、個別の製品について安全基準が定められているような製品の扱いは区別することが必要です。個別に安全基準が制定されているということは固有のリスクがあるためであり、製品の仕様についての要求にとどまらず、適切な表示、取扱説明書が一体となって許容できる水準にまでリスクが削減されるものであるからです。また、許容できるリスクとは、必ずしも万国共通のものとはなりません。インフラなど製品の使われる環境、製品そのものの使い方に影響を及ぼす社会と文化などの違いにより、製品に求められる安全性が異なることがあります。強制規格としての技術基準を設定する際には、このような国内における安全性に対するニーズを考慮したものとする必要があります。中古品に関しては、個別に安全基準が定められているような製品の場合、どうしても安全上のリスクが生じますので、玩具一般とは区別した対応が必要です。製品の使用に伴い発生した事故については、その原因究明と対策を速やかに行うことが重要です。製品事故情報が NITE に速やかに集まることに加えて、製品事故に携わる諸機関、団体等との連携により事故原因調査を効率的に進めていくことも重要であると考えます。</p>	<p>玩具一般と、それ以外の個別に安全基準が設定されている製品の安全基準については、製品の流通実態や事故の様態等を踏まえ、それぞれ今後検討してまいります。また、具体的な技術基準や表示内容については、国際規格や日本特有の事情等も考慮して検討してまいります。</p>
<p><b>①子ども用の製品による事故を未然防止するための措置</b></p>		
43	<p>国の制度について、14歳未満も任意でよいので届け出を可能(マーク付与可)としていただきたい。</p> <p>(理由) 「まずは低年齢から」と段階をふまれることを検討されていると思われるが、玩具が安全規制の対象となっている主な諸外国は、ほぼ14歳未満まで。段階をふんで、将来的に対象年齢が広がるのであれば、最初から任意でよいので、マーク付与(届け出)を可能にしていきたい。現時点の設計段階において将来を考慮しておきたい。</p>	<p>製品安全4法は、危害の恐れがある製品等を指定し、その製造・輸入事業者に対し、国が定めた技術基準への適合義務等を課すことにより、消費生活用製品等の安全を確保する法律です。危害の恐れが認められない製品についてまで届出やマーク付与を求めることは過剰な規制となりかねないことから、規制の対象とする製品については、事故の様態等を含む避けるべきリスクを踏まえ、慎重に検討してまいります。</p>
44	<p>子どもの安全を守るためには、乳幼児製品や玩具を取り扱う企業だけが取り組めばいい、と思われなくしていただきたい。また、製品安全に関する任意規格は他にも多数あり、JIS等もありますが、任意のため対応していただけない企業もある。子ども用製品以外も、少なくとも事故が起こった製品は、今回のよう事前規制化を順次検討していただきたい。</p>	<p>規制対象となる子ども用の製品については、製品の流通実態や事故の様態等を踏まえ、検討してまいります。</p>
45	<p>(P18)国際的な規格に適合することが必要の件 ・諸外国でも事故が発生して、基準化していると思います。(CPSIA 磁石規制等) 文面の問題かもしれませんが、事故が起きる前に規制というよりも、海外で既に発生している事故情報・規制を取り込みタイムリーに規制のアップデートが行えるよう国内の仕組みについて検討が必要と考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、海外における事故情報や規制の状況も踏まえ、迅速に規制を見直すことは重要と考えています。諸外国の規制当局との対話や海外調査等を通じて、引き続き適切な方法を検討してまいります。</p>

46	<p>・国際規格整合について、海外リコール品の国内市場流入等を考慮すると賛成の意見です。ただし、消費者保護が強い国内市場に合わせた構造ならびに表示の必要な部分については海外規格+αの検討が課題と考える。特に海外規格は保護者の操作による子どもの怪我は保護者の責任という思想で規格が作られている点には注意が必要と考えます。以上の前提として総論で記載した視点・視覚を更に深める必要があるように思います。</p>	<p>賛同意見として承りました。なお、具体的な技術基準や表示内容については、国際規格や日本特有の事情等も考慮して今後検討してまいります。</p>
47	<p>今回の中間とりまとめ(案)記載の「国内の製品安全の確保の観点から、諸外国同様に事故が起こる前に規制対象にする」ことが肝要であり、実現に向け動き出してください。</p> <p>消費者安全調査委員会の報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(平成29年11月20日)を目にして驚愕でした。公益社団法人日本小児科学会公表で、約10年間で7件の気道閉塞事故(うち死亡事故3件)の報告です。同報告書のアンケート調査で、保護者が玩具による子どもの誤嚥事故の経験があると回答した約300名のうち、その誤嚥事故の8割以上が3歳未満で、約30mm以下の玩具及び部品を誤嚥している傾向が示されています。玩具については、多くの諸外国で事前規制の対象として販売が規制されますが、日本では一部の製品を除く玩具などの多種多様な子ども用の製品について、誤飲等の物理的安全性に関して国が定める基準がなく、事前規制の対象になっていません。一般社団法人日本玩具協会が運用するSTマーク制度でその安全性が確保されてきましたが、民間の自主的取組で、市場におけるSTマークの普及率は6~7割程度といわれています。</p> <p>玩具以外の子ども用の製品についても、事前規制が存在しないことにより、事故の未然防止対策が不十分なものとなっています。例えば、幼児用自転車では、JIS(日本産業規格)に適合しない製品が販売され、子どもが指を切断する等の事故が発生しています。ほかにも、ベビーカーなど、EUや米国で規制対象となっている子ども用の製品については、国際的な規格に適合することが必要ではないかと考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>少子化対策が叫ばれていますが、子どもが安心して暮らせる社会環境の整備も大人の責務でしょう。私事で恐縮だが、友人経営の社会福祉法人の認可保育園の役員を長年務めており、乳幼児の身の回りの安全、特に製品(衣服、玩具など)の安全性に対する配慮の重要性を日々痛感しています。</p>	<p>御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。</p>
48	<p>(P18)環境変化と課題のところで子どもの事故は玩具にとどまらない子ども用の製品の事故を未然に防止する観点から、子ども用の製品の安全規制を推し進めていく必要があると書かれています。未然防止措置に事故の原因についてのデータの収集と評価を行うことを付け加えて、安全な商品の製造につなげてください。</p> <p>(理由)</p> <p>使い方が悪かったから事故が起こった保育者や保護者の不注意で事故が発生したとして終わるケースが多いようです。子どもの事故は少子化にもかかわらず減っていないとお話を聞きました。(第419回消費者委員会本会議)悲しい事故を未然に防ぐためにも原因の検証をお願いしたいです。</p>	<p>いただいた御意見のとおり、事故情報を収集して迅速に公表し、その原因調査を行って事故の再発防止を図っていくことは、製品安全行政を進めていく上の極めて重要なことと理解しております。子ども用の製品についても今回の制度改革を契機に子どもが被害を被る製品事故をできる限り減らせるよう、取り組んでまいります。</p>
49	<p>P19の「(2)制度的措置と取組の方向性」について賛成します。そのうえで、今回、低年齢層の玩具をまずは規制の対象にすることとして、玩具以外にもベビーカーや抱っこひもを検討していますが、国内で事故等の多い製品について随時規制対象とすることも検討してください。また海外で事故などの多い製品についても情報を集約して随時規制対象化することとしてください。併せて、そもそも誤使用を起ささないような製品(形状、構造、仕様など)づくりを推進してください。</p> <p>(理由)</p> <p>海外で安全性に係る技術基準等を満たさない(安全ではない)製品として販売停止になった玩具が日本での流通を阻止できるような仕組みが必要です。規格や基準の適合を義務付けて表示等を行う必要があると考えます。また、表示について、対象年齢や使用上の注意の記載は必須であり、消費者がそれを守ること、また間違った使い方を行わないことの周知も重要であると考えます。なお、経済産業省が公表した2007年から2021年までの重大製品事故集計では事故原因の17%が「誤使用」とされています。過去、同一商品で誤使用による製品事故が発生したケースが多々ありました。なぜ同一製品で同様の事故が多発するのか、形状や構造、仕様が消費者(子ども)の「誤使用」を誘引しているケースもあるのではないかと推察します。誤使用を誘引しないような製品づくりの推進は必要であると考えます。</p>	<p>御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。規制対象となる製品については、諸外国の規制の状況や、事故の発生状況等を踏まえて検討してまいります。</p> <p>また、誤使用事故等の件数の低減に関しては、消費者に正しい使用方法を周知することに加え、誤使用が起きにくい製品づくりの推進や、こうした製品の消費者への情報提供の充実など、市場を活用した安全確保に取り組んでまいります。</p>

50	<p>18 ページ 下から2つめのパラグラフ「ベビーカーなど、EU や米国で規制対象となっているこども用の製品については、国際的な規格に適合することが必要ではないかと考えられる」</p> <p>国内外では、製品の使われ方等の違いにより、製品に求める安全性が異なることがあります。ベビーカーはその事例の一つです。日本では、移動の際に、ベビーカーを頻りに折りたたみ ますが、海外では必ずしもそうではありません。折りたたみの際に幼児が指を挟み怪我をするという事故は日本では社会問題化しました。このため、国民生活センターの要請を受けてSG 基準を改正し、指はさみをしにくい構造であることを求めています。この指はさみについての要件を ISO に提案したことがありますが、ISO の場においては、それは使う側の責任との判断で否決されたという経緯があります。また、抱っこひもは、その構造からしてこどもが落ちるリスクは認識されている製品であり、欧米では、それは使う側の責任と考えられています。日本では、抱っこひもからこどもが落ちる事例が 2009 年~2014 年 6 月までの間に 117 件、うち、頭蓋骨骨折などの重傷が27件もあり、社会問題化しました。このために、東京都商品等安全対策協議会が調査・検討をおこない、その要請を受けて、SG 基準を、こどもを落としにくくするように、海外の基準よりも厳しいものへと改正した経緯があります。このように、国際的な規格に適合していれば国内で受け入れられるというものでは決してありません。国内で社会が製品に求める安全性とこれまでの検討の経緯を踏まえた対応が求められます。</p>	<p>いただいた御意見については、こども用の製品の安全基準についての詳細を今後検討して行く上で、参考にさせていただきます。</p>
51	<p>19 ページ、①こども用の製品による事故を未然防止するための措置、及び、② こども用 の製品の特徴を踏まえた必要な措置</p> <p>玩具一般と、個別製品に安全基準が設けられている製品の対応は区別すべきと考えます。個別製品の場合は、その製品に特有のリスクを受け入れられるレベルまで 削減するための技術的な要求、表示、取扱説明書の要件などが決められています。PL 法の解釈において消費者庁が明らかにしているとおりに、製造上、設計の問題だけでなく、指示・警告が適切でなかった場合も製品の欠陥としてみなされる可能性があります。したがって、これらの製品の安全確保が、技術基準と表示だけで足りると誤解されてはいけないと考えます。</p>	<p>御意見のとおり、玩具一般と、それ以外の個別に安全基準が設定されている製品の安全基準については、製品の流通実態や事故の様態等を踏まえ、それぞれ今後検討してまいります。</p>
52	<p>当該届出に関する情報は公表されるのか。P14以降の「届出情報の公表に関する措置」の対象となると考えているが、対象にならない場合はその理由を明らかにしていただきたい。</p> <p>「技術基準への適合」は、どのように担保されるのか。製造・輸入事業者自らによる適合の確認で足りるのか、第三者認証まで求めるのか。</p> <p>規制対象となる「玩具」とは何か。また、「低年齢層」とは、何歳から何歳を指すのか。さらに、「低年齢層が対象の玩具」であるか否かをどのように判断するのか。</p> <p>定義や判断基準が明確でなければ、規制が及ぶのか否かの判断は困難となるため、明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 現時点で想定される事前規制の内容や方向性を明らかにする必要があるため。</p>	<p>こども用の製品の届出についても、他と同様、公表することを念頭に検討を進めてまいります。「技術基準への適合」の担保について、現行の消安法における特定製品では、民間事業者の自主的な活動を通じて確保することを基本とし、万が一基準に適合しない製品が市中に出回ったような場合には、製造・輸入事業者に対し、当該製品の回収を図ること等必要な措置を取るべきことを命ずることができることとしています。こども用の製品についても現行制度を参考にしながら適切な制度を検討してまいります。</p> <p>規制対象とする検討を行っている「玩具」、「低年齢層」、「低年齢層が対象の玩具」であるかどうかの判断基準についても、今後検討してまいります。</p>
53	<p>こども用の製品については、日本では特定製品に指定されている一部の製品を除いて事前規制がないことから、諸外国で技術基準に適合しないとして販売が禁止された製品であっても、国内での流通を防止することができない状況にあることから、こども用製品について、事前規制の対象とすることは今や必須のこととして賛成します。海外の悪質な事業者にとって、日本は危険な商品を販売できる市場としてターゲットにされていると考えます。</p> <p>加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象製品の製造・輸入事業者を把握する観点から届出を求めるとともに、</li> <li>・当該事業者には安全の観点からの規格・基準(技術基準)への適合を求め、</li> <li>・規格・基準に適合している場合には、その旨を示すマークを付することができること</li> <li>・マークのあるものでなければ販売できないこと</li> </ul> <p>以上については、必ず実施していただくようお願いします。</p>	<p>御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。</p>

54	<p>「こども用の製品による事故を未然防止するための措置」として、第2章 2. (2)1の内容に賛成します。規制の導入に際しては、消費者の意見も取り入れ、実効性の面等、十分な検討と議論が必要です。</p> <p>(理由) 今まで日本には子ども用製品の安全確保のための規制において、諸外国に後れをとっていました。今回の政策提案は、長年の日本の製品安全政策の大きな転換として大いに評価できるものと考えます。</p>	御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。
②こども用の製品の特徴を踏まえた必要な措置		
55	<p>玩具について 技術基準を設けて適合を求める事は多いに賛成します。 現在、日本でのSTマークについては認証制度となっていますので、中立的な安全性の担保になりと思いますが、現状欧州の安全基準であるCE(EN-71)は自主宣言である事からSTマークとは大きな差がある事を認識する必要があると思われます。</p> <p>玩具以外について ベビーカー、抱っこひもについてまとめ案では取り上げているが、他国ではバウンサー、ハイチェア等も規制対象になっています。過去においてもバウンサー、ハイチェアについては重大な事故になった事例もある事から、ベビーカー、抱っこひもと同時に規制対象にする事が望ましいと思います。</p>	玩具への対応については、賛同意見として承ります。事故の様態等も含む避けるべきリスク等を踏まえた安全基準(技術基準)のあり方について検討してまいります。 玩具以外のこども用の製品についての規制対象化については、諸外国の規制の状況や安全でない製品の流通実態等を踏まえ、今後検討してまいります。
56	(P19)こども用の製品の特徴を踏まえた必要な措置の件 ・表示についても上記(国際的な規格への適合)の通り、日本市場に即したガイドラインは検討課題と考えます。	対象となる製品に求める技術基準や必要な表示のあり方については、国際規格や日本特有の事情等も考慮して、今後検討してまいります。
57	対象年齢ですが、これらの製品は、それぞれに対象年齢が定まっているものが多数あり、それに伴った表示・取扱説明書が要求されているのが一般的です。玩具一般とは扱いを区別して、混乱が生じないようにすることが必要です。そして、これらの製品も、時代とともに変化を続けます。そのような製品のバリエーションに対して、適切な対応が行えるようにタイムリーな基準の制定・改正を行っていくことが必要であると考えます。	御指摘も踏まえ、今後規制の対象となるこども用の製品については、それぞれの製品において対象年齢を含む適切な表示の内容を今後検討してまいります。また、御指摘の通り、時代の変化にあわせて迅速に規制を見直すことは必要であり、対応に努めてまいります。
58	<p>玩具や子ども向け製品に関する判断は必ずしも容易でなく、判断基準が明確化されることが重要であるところ、「製品の実態を踏まえた制度運用」とは、具体的にどのようなことを想定しているか。</p> <p>(理由) 「玩具」であるかどうか、「こども向け」であるかどうかなどの判断は必ずしも容易でなく、規制対象であるか否かの判断が困難である場合も想定されるところ、判断基準が可能な限り明確化されることで、実効的な規制となると考えられる。</p>	御指摘の「製品の実態を踏まえた制度運用」については、明らかに「こども向け」の製品について偽った対象年齢で販売されるといったことのないよう、対象年齢に係る基準の策定等の対応を検討しています。また、規制対象の明確化やガイドラインの整備等についても検討してまいります。
59	<p>製品の正しい使用方法(対象年齢及び使用上の注意)が保護者等の監督者に理解されることが必要であるため、規制対象とするこども用の製品については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術基準への適合を確認する義務の履行を求め、その履行を示す旨のマークを付すこと</li> <li>・対象年齢とそれに応じて定まる警告表示を表示する義務の履行を求め、その履行を示す旨のマークを付すこと</li> </ul> <p>の両方ができることとし、これら2つのマークが付されていなければ対象製品を販売してはならないことに賛成します。</p> <p>こども用の製品については、多くは保護者等監督者の果たす役割が大変大きく、保護者等監督者がその製品の取扱い方、警告表示をしっかり理解することがこどもの事故の未然防止に大変重要です。</p> <p>その際、明らかにこども向け製品であるにも関わらず偽った対象年齢を設定することなどがなく、インターネットモール事業者の監視や、表示方法はわかりやすくすることはもちろん、SNS等で間違った使い方、誤使用情報が発信されないように、SNS運営事業者による監視体制も求めます。</p>	御理解いただきありがとうございます。こども用の製品に対する対象年齢の適切な設定については、その基準や考え方が明確になった際には、製造・輸入事業者だけでなく、消費者(保護者等監督者を含めた、広く大人向けに)にも届くよう、必要な情報を様々なチャネルで情報発信してまいります。

60	<p>こども用の製品について、技術基準への適合を確認する義務の履行を求め、その履行を示す旨のマークを付すこと、対象年齢とそれに応じて定まる警告表示を表示する義務の履行を求め、その履行を示す旨のマークを付すことの両方ができることとし、これら2つのマークが付されていなければ対象製品を販売してはならないとすることに賛成する。</p>	御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。
<b>③制度導入前に製造・輸入された製品の取扱いに関する措置</b>		
61	<p>「制度導入前に製造・輸入されたこども用の製品については各種措置の対象外とする方向で検討を進めることが適切である」とされており、アンティーク等が想定されることや、STマーク、SGマークの効果も期待できることから了解いたします。ただし、消費者へのこども用製品の安全確保のための情報発信を行政、インターネットモール事業者、業界団体等が継続して行うことが前提であると考えます。</p>	御理解いただきありがとうございます。新たな制度の導入後も、市場には制度導入前に製造・輸入された製品の在庫(店頭在庫・流通在庫)が存在する可能性があることから、民間における製品の安全確保に係る取組について関係団体と連携して情報発信を行うことで、消費者の安全な製品の選択に資するよう、必要な情報提供・周知活動を行ってまいります。
<b>④中古品の取扱いに関する措置</b>		
62	<p>(P20-21)中古品の取扱いに関する措置の件          ・製品の実力(寿命)が考慮される必要があると思います。          中古業者、消費者に適用規格、型式等の判断、必要な警告表示が有るかなどの判断は難易度が高く何を以て安全とするかは大きな課題(現実的ではない)と考えます。          ・制度施行過渡期に駆け込みで安全規格適用外品が国内に多く輸入されることを想定し、施行までの期間は国、業界を挙げて安全啓発キャンペーンが必要と考えます。ただし、安全な製品の選択に資するようしていくことが重要とあるため、検討課題とされてはいるけれども、それに止まらず、PSマークのない旧品が市場で敬遠され在庫問題に発展しないよう流通小売店への指導およびメーカーとして保証してもらえるような制度にして頂きたい。          ・ベビー用品はリユースによる安全リスクが高く、2次使用に対する警鐘を消費者に訴えていくことが必要と考えます。例えば自動車のような点検制度がなく、また、各製造事業者は製品の寿命を設けているものもございませう。故障によって子どもが落下や小部品の飲み込み等の怪我を負うリスクが非常に高いと危惧しています。</p>	<p>いただいた御意見については、中古品の取扱いに関する詳細を今後検討して行く上で、参考にさせていただきます。          なお、新たな制度の導入如何に関わらず、製品の寿命に関する周知・啓発を各事業者や行政が積極的に行うことは、消費者の安全確保の観点から重要と考えます。</p>
63	<p>p20「④中古品の取扱いに関する措置」について、子どもの安全に資することを前提にして販売できる措置が必要であることに賛成します。更にCtoC取引についても措置の対象に含めて検討を進めてください。</p> <p>(理由)          事業者からの購入に加えて、こども用製品は、親族や友人間での「おさがり」や各種情報誌等の物々交換コーナー、フリーマーケット、オークションサイトなどを活用して消費者間で取引されることも多く、大半は元の包装が外され、あるいは取り扱い説明書が添付されていないなどの状態と考えます。消費者(保護者)に対するこども用製品の安全や誤使用に関する注意喚起を行うとともに、情報誌発行組織、オークションサイトやフリーマーケットの主催者に対して、投稿者や出展者に向けた安全に関する注意喚起を行うことが求められることが必要と考えます。</p>	製品安全4法は、国内への製品の一次的供給者であり、製品の安全性に関し技術的な知見を有している製造・輸入事業者に対し、製品の安全に関する責務を負わせる法体系となっていることも踏まえ、対象等については検討が必要と考えます。
64	<p>ここにおいても、玩具一般と、個別の製品に安全基準が設けられているものは区別して扱う必要があります。個別に安全基準が定められた製品の場合、中古品には、有為な安全上のリスクが生じます。使用の有無にかかわらず経年劣化する可能性があり、耐用年数を過ぎた製品は、安全のために買い替えることが強く推奨されるべきものです。このため、事業者は、耐用年数を過ぎている、或いは、耐用年数が近い製品(個別に安全基準が設けられているもの)の中古品市場での取扱・販売は控えるべきと考えます。また、中古品を販売・取扱う事業者は、製品の安全性に対して十分な注意を払うべきであり、仮に何らかの問題があり得る場合はそれを購入する者に伝える必要があります。それを行わなかった場合は、消費者契約法の不益事実の不告知に該当する可能性があります。取扱説明書が不備の場合は、それ故に欠陥商品と見做される可能性があります。さらに、その製品を使用して事故が発生した場合には、その責任を負わなければならない可能性も生じます。このような問題点もしっかりと周知することが必要であり、事業者はこれらを踏まえて、取扱う製品の適切な製品の管理と情報提供を行う必要があります。</p>	いただいた御意見については、中古品の取扱いに関する詳細を今後検討して行く上で、参考にさせていただきます。

65	<p>製品本体にマークを付すことが原則であって、それが困難な場合に容器包装にマークが付されることがあるかのような記載にも読めるところ、製品本体だけでなく容器包装にマークが付されることは、特に新品の流通において、販売事業者にとっても、消費者にとっても、インターネットモール運営事業者にとっても、適法性の確認のために重要である。</p> <p>したがって、製品本体だけでなく、容器包装へのマーク表示が積極的に行われる制度であることが望ましい。</p> <p>(理由) マークの表示が本体・包装の両方にあることで、適法性の確認が行いやすくなると考えられる。</p>	<p>マークの表示場所については、製品本体が小さく表示が困難な製品がある事情も踏まえ、いただいた御意見も参考にしながら今後検討してまいります。</p>
66	<p>「中古品」とは、何を指すのか、定義を明確にしていきたい。例えば、2次流通のいわゆる新古品や、ハンドメイドの商品などとはどのような取扱いになるのか。</p> <p>また、「子どもの安全に資することを前提」とした「販売できるような措置」とは、具体的にどのような措置を想定しているのか。</p> <p>さらに、「安全確保のための体制」とは、具体的に何を、誰に対して求めることを想定しているのか。BtoCの場合や、CtoCの場合双方を想定した上で、それぞれ明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 規制における中古品の取扱いに関して、明確にする必要があるため。</p>	<p>中古品とは新品以外の二次流通される製品を想定しており、中古品市場に流通することも用製品について、必要な表示等が確認できない場合においては、消費者に対する注意喚起や販売事業者における安全確保のための体制整備等の措置が講じられることを確認できた場合に、販売できるようにすることを検討しています。</p>
67	<p>昨今の国内外の環境配慮への流れや国際的トレンド等を踏まえた大局的な動向も念頭におき、リユース・リコマース市場の育成・活性化とバランスを取りつつ中古品市場への対応を図ることについては賛成である。</p> <p>また、中古品市場では安全基準適合マークが容器包装に付されている場合も往々にしてあるとの認識に基づき、マークを確認することができず、技術基準適合や警告表示が確認されていない子ども用製品の中古品についても販売可能とする措置を講ずることの必要性和、その場合は製品の劣化等も踏まえた一定の注意喚起を図るなどを含めた対応を求めることについてもネットモール運営事業者として賛成である。</p>	<p>御理解いただきありがとうございます。賛同意見として承ります。</p>
68	<p>中古品について、消費者に対しては製品の劣化等も踏まえた一定の注意喚起を図ること、消費者自身にも当該中古品の取扱いについて意識をもって対応してもらえるよう取り組むこと、また、販売に際しては安全確保のための体制がとられていること、などを求めることの指摘は重要と考えます。</p> <p>個人間取引の場を提供しているプラットフォーム事業者、リユース業界においては、中古品の安全確保に関する自主的な取組を強化していただくこと、製造・輸入事業者における取組への必要な協力の要請や、消費者自身に求められる対応についての情報発信をしていただくよう要請します。</p>	<p>御理解いただきありがとうございます。中古の子ども用の製品に対する安全確保に関する業界の取組や消費者等への情報提供について必要な対応を検討してまいります。</p>
69	<p>P21 に「子ども用製品のうち、マークを確認することができず、技術基準への適合や警告表示が確認されていない中古品についても、子どもの安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要である」と記載されているが、現実では、この内容にはかなり無理があるのではないのでしょうか。続けて「消費者に対しては製品の劣化等も踏まえた一定の注意喚起を図ること、消費者自身にも当該中古品の取扱いについて意識をもって対応してもらえるように取り組みむこと、また、販売に際しては安全確保のための体制がとられていること」とも記載されていますが、中古品を販売する際の責任はどこにあると言っているのでしょうか。万が一、購入した中古品にて事故が発生した場合には、消費者はどのような責任を課されるのでしょうか。</p> <p>意見としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に、中古品玩具を購入したからには子どもがそれで遊んで起こる事故は自己責任、ということはありません</li> <li>・玩具として流通させるならば、中古品であろうと一定の安全基準を満たすべき</li> <li>・その製品がそもそもは玩具であっても、嗜好品(アンティークと認識される玩具)としての流通となるのであれば、「玩具としては用いてはいけない」、「玩具としての安全性の確認ができていない」との表記を義務付けるべきと考えます。</li> </ul> <p>どんな製品でも経年劣化は避けられないことも視野に入れ、中古品の流通には、事業者、販売者、消費者が共に理解し、実現できる内容としていただくことを希望します</p>	<p>消費生活用製品安全法(消安法)では、中古品であっても事故が発生した場合は、当該製品の安全性に一義的な責任を有する当該製品の製造・輸入事業者が国に対し事故報告を行う義務があります。消安法において、製品事故の責任を消費者に課することは想定されておりません。</p> <p>また、中古品の販売については、御意見も踏まえ、子どもの安全確保を前提に必要な措置を今後検討してまいります。</p>

70	<p>「中古品の取扱いに関する措置」に関しては、コレクターが収集する「アンティーク」としての「玩具」と、子どもが現実にそれで遊ぶための「玩具」とを切り分けることを模索すべきではないでしょうか。コレクターの収集対象となるような「玩具」には、「玩具としての安全性の確認ができていない。」「子どもが遊ぶ玩具として使用してはならない。」といった表示を義務付けることなどが考えられます。その上で、子どもが遊ぶための中古品玩具については、本文にあるように、「こどもの安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要」、また、「販売に際しては安全確保のための体制がとられていること」が求められますが、これらを担保するための措置がとられることが重要だと考えます。この点が曖昧にされているように感じられます。実効性ある措置の検討を求めます。</p> <p>(理由) 中古品に関して安全性を確保するための方策の提示が弱いと感じられます。中古玩具の安全性を確保する具体的方策の検討が必要です。</p>	<p>規制対象となる玩具等のこども用の製品の対象については、製品の流通実態や事故の様態等を踏まえ、それぞれ今後検討してまいります。その上で、当該製品の中古品市場での流通に際してどのような注意喚起や対応が必要かについても、今後検討を深めてまいります。</p>
71	<p>中古玩具を上記の規制の対象から除外することには反対する。 中古品であっても、製品から発生する危険性が減少しているわけではない。 むしろ、一般的には、新たに製造される商品の方が製品事故への配慮がなされている可能性が高いと思われる。 製造が中止された商品については製品テストが行いにくい、流通の管理・把握がしにくいものと思われるが、そのために危険性を有する商品の流通を中古品であっても、警告等を付することは可能であると思われ、誤飲の可能性のある玩具等、こどもが1人で使用する可能性がある物については、販売時の規制を検討すべきである。</p>	<p>中間取りまとめ案に記載のとおり、「こどもの安全に資することを前提とした上で、販売ができるような措置を講ずることが必要」としていることを踏まえ、制度改正において、具体的に販売に際してどのような安全確保の体制がとられていることが必要か、具体的な要件等を検討してまいります。</p>
<p><b>(3) 取組を進めるに当たっての留意事項</b></p>		
72	<p>国の制度と民間のSGやSTマーク制度等(以下、任意制度と記載)を、共存させる方針に賛同しますが、以下ご検討いただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より安全な任意制度の取得を推奨される場合、任意制度の安全基準の公的開示(国の規格との差が比較できるように)。</li> <li>・より安全な任意制度の取得を推奨される場合、取得する際の協会等へ支払う会費の助成・免除や、国内外の指定検査機関の増設。</li> </ul> <p>(理由) 任意制度の協会等へ年会費の支払いがある。安全な製品をつくるために安全基準の解釈等の理解が必要だが、非会員には具体的な解釈説明はしてもらえない状況がある。また、認証を得られる指定検査機関が極端に少ないため(特に物理的安全性)、任意制度を利用したくても利用できない場合が考えられる。 業界の維持存続も大事であることは理解しますが、あまりにも寡占にならないよう配慮いただきたい。</p>	<p>理由に記載いただいた背景・事情を含めて、民間任意制度に対する御意見について、今後の施策を検討していく上での参考にいたします。</p>
73	<p>代替可能な国際規格がある場合、和文の公的開示(英文は販売している)。</p> <p>(理由) 製造国が海外、国内で追加の任意制度を取得する期間が設けられない等、任意制度に代わる国際規格(ISO8124やCE(EN71)等)をパスすることによって安全性を確認することが考えられるため。 また、あえて任意制度より厳しい国の規格で試験したい場合もあるが、その場合、海外の安全規格は、現状、日本規格協会で、最新版は、英文しか販売されていないものが多い。代替の国際規格等を有効とすることがある場合は、最新版を和文にて公的開示いただきたい。</p>	<p>国際規格は文書としての著作権を発行元の機関が有しているため、当該規格の翻訳についてもその取扱いや利用には制限がかかります。ただ、今後、国内における玩具の安全基準(技術基準等)が法令により規定される場合、具体的な基準を検討するにあたり、既存の関連する国際規格との整合性を確保する必要があることから、可能な範囲で必要な情報提供をしてまいります。</p>

74	<p>2(3)に『より安全面が考慮された民間の任意マークの意義や趣旨が国内外の事業者や消費者に対して正確に伝わり、消費者の安全な製品の選択に資するよう、必要な発信等をおこなっていく』とあるが、例えば、上記（整理番号73番の意見）を有効とする場合、国内の任意制度の基準より、さらに厳しい国の規格を取得している製品もある。今後規制化がなった後、国が民間の任意制度を推奨するような発信をした場合、結果、製品安全レベルが下がる方向にならないか懸念がある。</p> <p>(理由) 国内の任意制度の基準を上回る自社基準を設けている企業も多々あると聞く(より厳しい国の安全基準を採用する等)。国内の任意制度の基準が、国際的にも最上位であるというような誤認を与えない発信が必要と思われる。</p>	<p>より安全面が考慮された民間の安全認証制度について、それぞれのマークの意義や重要性が消費者に対して正確に届き、消費者の安全な製品の選択に資するよう、必要な発信等に努めてまいります。</p>
75	<p>事前規制導入までの措置についても記述できないでしょうか。</p> <p>(理由) 事前規制の導入までの期間が示されていないので、こうしている間にも、海外から安全規制の措置がされていない商品の流通が増加し事故が発生することが不安です。事前規制のあるEUにおいても適応基準に適合しない商品が76%に上るといふ報道もあります(朝日新聞デジタル)そこで重要になるのは今からでもできることの取組みが重要と考えます。</p>	<p>制度改正に関するスケジュール・見通しについては、状況が判明次第、情報提供をまいります。また、新制度の導入や改正制度の開始(法令の施行)に当たっては、関係事業者に十分な準備期間が確保できるよう、基準の検討や周知を計画的に進めてまいります。</p>
76	<p>民間の任意のマーク(STマーク、SGマーク)によって、その安全性が確保されてきた、とあります。日本のメーカーや事業者団体が玩具の安全に努力していることをもっとアピールすべきと考えます。</p> <p>(理由) おもちゃの入手方法は、昔はおもちゃ屋さんやデパートが主流でしたが、今ではこれらの店舗が減少し、ネットでの購入が一般的になっています。海外の安くて魅力的な商品が入ってくることもなります。他方、子どもが遊ぶおもちゃは安全なのが当たり前である、売っているから安全配慮がされているのではないかという思い込みがあります。国内メーカーや事業者は安全性に重点を置いています、その取組みが消費者に十分に伝わっていないと感じます。情報が必要なところに届いていないのです。公式サイトや通販サイトでの購入者向け商品説明の画像に安全性の説明を一枚加える、STマークや外国の安全マークの画像を添付するなど、より分かりやすい情報提供が求められます。同時に、安全マークの認知度向上や製品安全キャンペーンの実施によって、消費者の意識を変革する努力が必要です。これにより、安全措置が講じられていないものとの差別化が図られるのではないのでしょうか。</p>	<p>安全性が確保されている製品については、その取組が消費者にしっかりと正確に伝わるよう、関係業界とも連携して情報発信に努めてまいります。</p>
77	<p>「玩具の化学的安全性については、食品衛生法等の規制により安全性を確保しているところ、引き続き、関係省庁における規制に基づいて安全性が確保されることが重要」とありますが科学的安全性以外にも遊具や施設などの安全性も確保する必要があります。どこの省庁が何の安全を確保するのかを具体的に記載することを望みます。</p> <p>(理由) 子ども家庭庁、厚労省、消費者庁など各省庁と連携して漏れのないよう子どもの安全を確保していくことが重要だと考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、こどもの安全を所掌している府省庁は複数あるため、関係省庁とも連携して、関係者の皆さまに理解いただけるよう、丁寧な情報提供を行ってまいります。</p>

78	<p>今回の新しい制度導入以前から、STマーク、SGマークは国内の製品の安全安心のために貢献してきました。店舗で販売しているSTマーク付きの子ども用のおもちゃに関して、対象年齢を確認することは多くの消費者は理解しており、安全性が確保されているという厚い信頼感があります。しかし、子ども用製品をインターネット取引で入手する傾向が高まり、その安全性は保護者等による確認に任されることになるため、これまで以上にSTマーク、SGマーク、新しい制度のマークの役割の重要度が増します。今回の新しい制度が真に消費者の安全確保のための制度となるよう、それぞれのマークについて消費者に周知広報していただくよう要望します。消費生活相談員の団体である本協会としてもそのための活動をしていくことといたします。</p>	<p>それぞれのマークの意義について消費者に正確に伝わるよう、関係者とも連携し、効果的な情報発信に努めてまいります。</p>
79	<p>なお、子どもの事故については、保護者に対する注意喚起が重要であると思われる。検診・予防接種等で乳幼児を連れた保護者が訪れる保健所・小児科や、幼稚園、保育所等との連携を強化して、これまで以上に発信等を行っていくべきだと思料する。</p>	<p>子どもやその保護者等が訪問する公共施設は多岐に渡るため、そうした場所においても製品事故に関する注意喚起情報などが保護者等の目に触れていただけるよう、関係省庁や関係団体等とも連携して積極的に情報提供等を進めてまいります。</p>
<p><b>その他意見</b></p>		
80	<p>PSアワードは経産省の受賞制度のため、受賞企業には手続きの優遇措置があっても良いと考えます。</p>	<p>PSアワードは任意の製品安全に関する表彰制度であり、法令における手続きとは位置づけが異なるため、御意見いただいたような対応には難しい点がありますが、受賞企業の先進的な取組が広がるよう、今後も情報発信に努めてまいります。</p>

81	<p>家電量販店で電気ポット、電気ケトルの売り場を見ると数年前の品揃えと大きく変わっていました。私が現在使っている電気ケトルは、軽くて安価で、すぐに必要量のお湯が沸かせる便利なツールになっています。お店の人に確認したら、電気ケトルに転倒時の湯漏れ防止がないと販売できなくなったので、重く高価な商品になっているとのことでした。</p> <p>私たちの生活環境も和室から洋風の環境に変化しており、行政がここまで商品に規制をかけ、商品の便利さを排除するのはいかなものか疑問を感じ投稿しました。</p>	<p>電気湯沸器(電気ケトル等)の転倒流水対策については、最新の規格JIS C 9335-2-15:2021において、機器が転倒したときに容器内の液体が容易に流出しない構造となるよう試験方法が定められておりますところ、注ぎ口の大きさや重量についての制約はなく、一般に当該JISを踏まえた安全対策を講じることが妥当と認識しています。</p> <p>国の規制においても、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」に最新の安全対策が反映されたJISを採用するべく、官民一体となった取組みを推進しておりますところ、同通達別表第十二で整合規格として採用している液体加熱機器の規格については、JIS C 9335-2-15:2004は2024年7月31日に経過措置が終わり、翌8月1日から最新の規格JIS C 9335-2-15:2021のみとなります。</p>
82	<p>1 ご意見を申し上げるに至った端緒 今回の「中間とりまとめ(案)」(以下「本件とりまとめ」という。)と令和5年8月1日に発表された「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達に対する意見募集結果について」における「ご意見の概要及びご意見に対する考え方」(以下「本件考え方」という。)記載の内容に整合的でない部分があるように感じましたので、その点について意見を申し上げます。</p> <p>2 本件とりまとめと本件考え方の違い 本件とりまとめ5ページには、誤使用事故等の件数の低減のために、(1)消費者への正しい使用方法等の情報提供の充実や(2)誤使用が起きにくい製品づくりの推進が求められることが記載されています。</p> <p>これに対し、本件考え方の3においては、「電気湯沸器」に関する電気用品の技術基準に関して転倒試験の基準を満たすことを必須とする改正を早急に行うべしとの御意見について、当該御意見に賛意を示すかのような回答となっています。これは、電気湯沸器の転倒湯漏れ事故という使用者の誤使用又は不注意が原因と思われる事故等について、転倒試験の基準の満足という規制(以下「転倒試験規制」という。)、すなわち誤使用が発生した際にも事故が起きないような安全基準による規制を製品自体に課すことで解決しようというものです。</p> <p>このような解決手段は、本件とりまとめ5ページ記載の(1)消費者への正しい使用方法等の情報提供の充実や(2)誤使用が起きにくい製品づくりの推進には該当せず、本件とりまとめと本件考え方3記載の内容には整合的でない部分があるといえます。</p> <p>3 電気湯沸器の転倒事故に関する妥当な解決方法 (1) 私見 この点について、私は、(1)消費者への正しい使用方法等の情報提供の充実や(2)誤使用が起きにくい製品づくりの推進により解決すべきものであり、転倒試験規制により解決すべきではないと考えます。</p> <p>(2) 転倒試験規制の弊害 まず、転倒試験規制は、電気湯沸器、特に電気ケトルの市場に対して甚大な影響を及ぼします。転倒試験の基準の満足には電気ケトルの構造の複雑化が必要となり、電気ケトル全体の重量が大きくなること及び販売価格の上昇につながります。また、電気ケトルの一種として金属製の電気ケトルも市場に広く一般に受け入れられているところ、金属性の電気ケトルについて転倒試験の基準を満足するものは現時点においてほとんど存在していません。</p> <p>したがって、転倒試験規制を課すこととなると、軽量かつ安価な電気ケトルや金属製の電気ケトルを購入し使用したいという消費者の正当な需要に応える製品の供給が不可能となってしまいます。</p>	

(3) 他の手段の検討

次に、一般に行政目的の達成はより制限的でない手段によるべきであるところ、本件においてはより制限的でない手段が存在し、その点について十分な検討がなされているとはいえません。

たとえば、製品の本体や電源コード、パッケージに安全な使い方について、現在よりも目立つ形で記載するようにしたり、QRコード等を記載し当該QRコードを読み取ることで使い方を記載したウェブページを見ることができたりするようにすることなどが考えられます。これは、(1)に該当します。

また、電気ケトルの電源台の上面部分に使用者に警戒を促すような色や注意書きを配置し、電気ケトルを電源台から外すときにその色や記載が使用者の目を惹き、使用者に誤使用しないよう注意を促すことなども考えられます。これは、(2)に該当します。

更に、使用者の誤使用や不注意により電気ケトルが転倒して漏水する事故を防止するための構造として、転倒しても漏水しないための転倒時の止水構造は有効ではありますが、転倒すること自体を防止することも考えることができます。たとえば、電気ケトルの電源台に対して電気ケトル本体をロックできるようにしたり、電源コードをマグネットプラグとしたりすることで、電気ケトルに不意に当たってしまったたり電源コードに引っ掛かってしまったたりしたときにも電気ケトルが転倒することを防止できます。

(4) 小括

このように、転倒試験規制は、電気湯沸器の転倒時漏水事故防止という行政目的達成のための最低限度の規制ではございません。(1)及び(2)によっても、当該行政目的は十分に達成しうるものです。

更に、(1)及び(2)によって解決できないとしても、本件問題は転倒時止水構造のみではなく、そもそも転倒しにくい構造を採用することによっても解決できるものです。したがって、転倒試験規制を必須とすることは妥当ではありません。

なお、転倒止水構造については特定の企業から多数の特許が出願されているところ、上記したような多様な解決手段がある中で転倒試験規制を課すことは競争制限的な効果を有しうること、及び一部の販売店等においては、「2024年8月以降転倒止水構造のない電気ケトルを販売することはできない」という事実と異なる内容の説明を用いて転倒止水構造付き電気ケトルを販売していることについても付言いたします。

4 むすび

以上より、私は(1)及び(2)の手段により転倒時湯漏れ事故の防止を目指すことが妥当であると考えます。

技術基準の改正のご検討や、本件取りまとめのような大きな方針策定の際には、上記意見についてもご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

83 コーヒーのハンドドリップするためにも電気ケトルを使用しています。家電量販店から今後は安全のために転倒止水防止構造の電気ケトルしか販売できなくなると聞きました。これはコーヒーをドリップしやすい注ぎ口が細い金属製の電気ケトルがもう買うことができないということでしょうか。電気ケトルが転倒したときに水が出ないような構造を法律などで義務付けるととても困ってしまいます。この構造によって商品の重量が重くなる、価格が高くなる、コーヒーを淹れることもできる電気ケトルも無くなってしまふととても困ってしまいます。また、母も手首にリウマチを患っているため、電気ポットなどの重いものを持つことができません。最近の電気ケトルは様々な構造や性能が加わってとても重くなっており、そういった電気ケトルだと母が使用することが困難のため、手軽にお湯を沸かすことができなくなってしまいます。

84	<p>◆該当箇所 「中間とりまとめ(案)」に書かれている内容に対して、令和5年8月1日に発表された「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達に対する意見募集結果について」にある「御意見の概要及び御意見に対する考え方」の「3」のご意見の「ご意見の概要」や「ご意見に対する考え方」の内容が適切ではないのではと思われました。その点について意見を述べさせていただきます。</p> <p>◆意見内容 「中間とりまとめ(案)」のP.5には、誤使用事故等による重大製品事故件数の低減には、消費者へ正しい使用方法を周知することが一つの対策である。これに加え、誤使用が起きにくい製品づくりの推進や、こうした製品の消費者への情報提供の充実など、市場を活用した安全確保に取り組んでいくことが求められることが書かれています。</p> <p>この考え方に対して「御意見の概要及び御意見に対する考え方」の「3」においては、「電気湯沸器」に対する電気用品の技術上の基準に対して別表第八でも転倒流水試験の基準を満足する改正が至急必要であるとの御意見について、当該御意見に同意を示すかのような考え方の回答になっています。</p> <p>「電気湯沸器」における転倒流水による事故は、使用者が誤って倒れてしまったり、使用者の不注意が原因で転倒流水事故について「電気湯沸器」においては転倒しても流水しないような構造にしなければならないという規制を製品の設計仕様、製造において必須にすることで事故が起きないようにするものです。</p> <p>なのでこのような手段は、「中間とりまとめ(案)」のP.5に記載の誤使用事故等による重大製品事故件数の低減には、消費者へ正しい使用方法を周知することが一つの対策である。これに加え、誤使用が起きにくい製品づくりの推進や、こうした製品の消費者への情報提供の充実など、市場を活用した安全確保に取り組んでいくことが求められることは内容があっていないといえます。</p> <p>そもそも「電気湯沸器」はコーヒーやお茶、スープ、カップ麺などにかくお湯を必要とするお客様が、手軽な方法でそれぞれのお客様の趣味、嗜好にあった「電気湯沸器」を購入してその目的を達するものであると考えています。</p> <p>一方的に「電気湯沸器」のすべてにおいて「転倒流水試験」で適合しないといけないという解決方法は、上記を考えると色々と大きな問題があると考えます。</p> <p>日本における「電気湯沸器」の市場において複雑な構造により安くリーズナブルな価格の製品を制限するものになったり、購入される方の趣味・嗜好に合わせた製品の流通に対しても制限するものになります。</p> <p>「転倒流水試験」に適合するには、構造上複雑な構造にすることが求められ、コストの上昇や製品重量の増大、構造の複雑化によるサイズの大型化などマイナスになる面が多々あります。</p> <p>昨今は、コーヒー好きな人はコーヒードリップ用の水量を調整しやすい細口の注ぎ口のドリップ用ケトルを好んで購入されますが、この注ぎ口では転倒流水試験に適合にはなりません。</p> <p>お茶用の「電気湯沸器」などもありあすので、お客様のニーズも大幅に制限してしまいます。</p> <p>しいては、購入されるお客様の色々なニーズにこたえられずマーケットの縮小にもつながります。</p> <p>そのような制限にならないように、転倒しないような安全な使い方を本体や電源供給台などに警告や注意書きとして印刷したり、シールをつけたりすることもできます。</p> <p>また、転倒しにくいような構造や形状にするなどの手段もあると考えます。</p> <p>すべての「電気湯沸器」において、転倒流水試験を適用して適合しないと日本では製造、輸入できないというのは日本での「電気湯沸器」において本当によいのかご検討する際には、上記意見についてご考慮のうえ対応をいただけますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>中間とりまとめ案のP5に記載した内容は、「重大製品事故件数の低減には、製品起因事故のみならず、誤使用事故等の件数の低減にも取り組む必要」があることに言及するものであり、電気用品の技術上の基準を定める省令(例えば第五条「使用者及び使用場所を考慮した安全設計」)を踏まえ検討を進める「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について 別表第八」への電気湯沸器の転倒試験の基準の追加に係る検討を否定するものではなく、整合しています。</p>
----	--	--